

勝部自治会火まつり交流館の設置および管理に関する規則

平成 29 年 2 月 1 日

(設置)

第 1 条 勝部の火まつりの伝統を守り育て、全国的に勝部の火まつりの知名度を向上させるため、本館を設置する。また火まつりを通じ、郷土愛を育て、本館において、守山市の中心市街地活性化に寄与する様々な事業をおこなうこととする。

(名称および位置)

第 2 条 交流館の名称および位置は、次のとおりとする。

(ア) 名称 勝部自治会火まつり交流館

(イ) 位置 守山市勝部二丁目 12 番 18 号

(業務)

第 3 条 交流館は、次に掲げる業務を行う。

1. 勝部及び全国の火まつりについての情報発信。
2. にぎわい創出に関すること。
3. ものづくり活性化に関すること。
4. 前各号に掲げるもののほか、交流館の設置目的を達成するために必要なこと。

(管理)

第 4 条 勝部自治会長は、本規則に定めるところにより、勝部自治会火まつり交流館事業部に交流館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせるものとする。

1. 前条各号に掲げる業務
2. 交流館の施設及び設備の維持に関する業務
3. 前 2 号に掲げるもののほか、自治会長が必要と認める業務

(職員)

第 5 条 交流館に館長その他必要な職員を置くこととする。

(開館時間等)

第 6 条 交流館の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、館長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 交流館の休館日は 8 月 13、14、15 日、12 月 29、30、31 日、1 月 1、2、3 日とする。ただし交流館の管理運営上必要があると館長が認めるときは、休館日に開館、または臨時に休館ができることとする。

(使用の許可)

第 7 条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 館長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

1. 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
2. 集団的に常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
3. 施設および設備を損傷するおそれがあるとき。
4. 施設の管理上支障の生じるおそれがあるとき。
5. 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めたとき。

(使用の予約)

第9条 使用者は毎月1日より、勝部自治会員については3ヶ月先、勝部自治会員以外の方は2ヶ月先の月末までを予約できることとする。

2 火まつり交流館応援団入会者は、1年先までを予約できることとするが、自治会各種団体の使用が優先される。

(火まつり交流館応援団)

第10条 火まつりを守り発展させていくために、火まつり交流館応援団を設置し、館長がこれを管理することとする。年会費1万円とし、入会者は毎年4月1日にこれを納める。この年会費は還付しない。

(使用料)

第11条 使用者は、第7条第1項の規定により使用の許可または変更の許可を受けたときに、その使用に係る使用料を館長に支払わなければならない。

- 2 使用料は、別表に定める。
- 3 使用料は、還付しない。ただし館長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。

(使用料の減免)

第12条 館長は特別な事由があると認める場合、使用料を減額、または免除することができる。

(使用許可の取り消し等)

第13条 館長は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用者またはその他の入場者に対し、使用の許可を取り消し、許可の条件を変更し、もしくは使用を制限し、または施設および設備の使用を中止させ、退去を命ずることができる。

1. 本規則に違反したとき
2. 第8条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
3. 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
4. 偽りまたは不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意または過失により施設または設備を損傷し、または滅失したときは、館長の指示するところにより、これを原状に復し、またはその被害を賠償しなければ

ならない。ただし、館長がやむを得ない事情と認める場合は、この限りでない。

(免責)

第 15 条 本規則による処分によって生じた損害については、館長および火まつり交流館事業部は、その責めを負わない。

(委任)

第 16 条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が細則で定める。